

議案第14号

富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

指定介護予防支援等の事業に係る基準の一部改正等に伴い、富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「以下同じ」を「第19条第5号において同じ」に改める。

第10条第3項中「遅くとも」を「、遅くとも」に、「終了する」を「満了する」に改める。

第14条第2号中「業務が実施できる」を「業務を実施することができる」に改める。

第15条中「とする。」を削る。

第17条第1号中「介護給費等対象サービス」を「介護給付等対象サービス」に改める。

第20条第1項「提供できる」を「提供することができる」に改める。

第27条第6項中「法第176条第1項第3号の調査」を「調査（法第176条第1項第3号に規定する調査をいう。）」に、「同号の指導又は助言」を「指導又は助言（同号に規定する指導又は助言をいう。）」に改める。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第30条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第1号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改める。

第31条第2項中「選択できる」を「選択することができる」に改める。

第32条第4号中「以下」を「第33条第5号において」に改め、同条第9号中「ために介護予防サービス計画」を「ために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に、同条第12号中「「指定介護予防サービス等基準」を「この条において「指定介護予防サービス等基準」に、「以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」を「次号において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改め、同条第28号を同条第30号とし、同条第27号を同条第29号とし、同条第26号中「法第73条第2項に規定する認定審査会意見」を「認定審査会意見（法第73条第2項に規定する認定審査会意見をいう。）」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第25号を第27号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同号の前に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第21号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第22号とし、同条第20号中「移行できる」を「移行することができる」に改め、同号を同条第21号とし、同条第19号を同条第20号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号ア中「法第33条第2項に規定する要支援更新認定」を「要支援更新認定（法第33条第2項に規定する要支援更新認定をいう。）」に改め、同号イ中「法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定」を「要支援状態区分の変更の認定（法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定をいう。）」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次

の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口^{くう}腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第33条中「発揮できる」を「発揮することができる」に改める。

第34条中「以下同じ。）の支給」を「以下この条において同じ。）の支給」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。